

平成30年北海道胆振東部地震による被災納税者に対する
市税の納期限等の期日の指定について

日野市市税条例（昭和33年4月29日日野市条例第13号）第18条の2第1項の規定に基づき、平成30年日野市告示第204号（平成30年北海道胆振東部地震による被災納税者に対する市税の納期限等の延長について）において別に告示で定めることとされている期日（以下、「期日」という。）のうち、一部税目の納期を次のように定める。

なお、次に定めのない期日のうち、その期限が平成30年9月6日から平成31年1月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

平成30年12月26日

日野市長 大坪 冬彦

<納期>

個人市民税（普通徴収）

平成30年度	第1期	平成30年	7月	2日
平成30年度	第2期	平成30年	8月	31日
平成30年度	第3期	平成31年	1月	31日
平成30年度	第4期	平成31年	1月	31日

個人市民税（特別徴収）

平成30年度 8月分～12月分 平成31年2月12日

固定資産税・都市計画税

平成30年度	第1期	平成30年	5月	31日
平成30年度	第2期	平成30年	7月	31日
平成30年度	第3期	平成31年	1月	31日
平成30年度	第4期	平成31年	2月	28日